

つどいの家が税額控除対象法人として仙台市より認定されました

2021年(令和3年)12月28日ご寄付分より対象

法人へのご寄付は、寄付金控除として「税額控除」か「所得控除」のどちらかを選択いただけます

税額控除 (寄付金合計額*¹ - 2,000) × 40% = 税額控除額*²

個人住民税控除*³ (年間寄付金額 - 2,000円) × 最大10%

*1 年間所得金額の40%に相当する額が限度額となります

*2 控除額は、所得税額の25%が限度となります

*3 各自治体により異なります。年間寄付額は、年間の総所得の30%が限度となります

所得控除 (寄付金合計額 - 2,000円) × 所得税率 = 所得控除額

年間寄付金合計額は年間所得金額の40%に相当する額が限度額となります

所得税率は年間の所得金額によって異なります。

例えば、50,000円のご寄付で



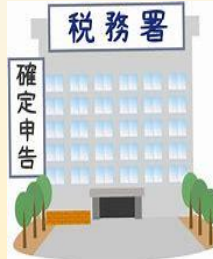
A子さん
年収420万
課税対象所得226万円
所得税率10%

つどいの家を応援したい!

寄付 50,000円

確定申告により減税・還付

所得税
19,200円
住民税
最大4,800円



寄付者にとってのメリット
税額控除により最大約50%の減税!

例えば、50,000円のご寄付で



A子さん
年収420万
課税対象所得226万円
所得税率10%

つどいの家を応援したい!

寄付 50,000円

確定申告により減税・還付

所得税
4,800円
住民税
最大4,800円



(相続) (法人) の寄付も税制優遇になります

税額控除対象法人とは？

所轄庁が、その運営・組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして認定した法人を言い、税制上の優遇措置を受ける事が出来る。



注意

- *1：領収書の再発行は出来かねます
* 確定申告まで大切に保管下さい
領収書はご登録のお名前でのみ発行できません
- *2：認定証明書は領収書発行時にお渡しいたします。



【その他寄付に関するお問い合わせ先】
つどいの家法人本部 総務部



022-781-1571

(つどいの家コペル内)



honbu@tsuodinoie.or.jp

はじめての寄付金控除の手順

税額控除
方式

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です

(寄付→確定申告→還付)の流れを押さえて、ぜひご活用ください

① つどいの家へ寄付



② 会社で年末調整を受けられる方は、勤務先より源泉徴収票を入手してください



③ つどいの家から領収書*1・認定証明書*2をもらう
(その年の1月1日～12月31日分)
*領収書が無いと、確定申告が行えません

④ 確定申告書と公益社団法人等寄附金特別
控除額の計算明細書を作成し、税務署へ提出
(領収書・証明書添付)
(翌年2月中旬～3月中旬)



⑤ 還付金の振込を確認する (4月頃～)
GOAL!

詳しい情報・オンライン作成は国税庁・税務署等にご確認下さい